

証券コード 6266  
2022年3月9日

株 主 各 位

岡山県岡山市北区芳賀5311番地  
タ ツ モ 株 式 会 社  
取締役社長 池 田 俊 夫

## 第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、50頁～51頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、賛否をご入力の上、2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 岡山県岡山市北区芳賀5301番地  
テクノサポート岡山 大会議室  
(裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第50期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査等委員会の第50期連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件  
**第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tazmo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

### (新型コロナウイルスに関するお知らせ)

新型コロナウイルスの感染が広がっております。このような状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、可能な限り、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、ご来場の株主様の検温を実施させていただき、発熱が確認された方や体調不良と見受けられる場合は、入場をお断りする場合がございます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経営環境は、経済政策の効果により中国・欧米などで緩やかな回復がみられるものの、米中貿易摩擦の長期化や新型コロナウイルス感染者の増加により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属する半導体・液晶業界におきましては、サーバーや5G（次世代移動通信）、リモートワーク向けなどIT投資用途の電子部品の需要の拡大による設備投資は堅調に推移いたしました。

このような状況のなか当社グループは、中長期的な成長に向けて、顧客ニーズに対応した装置の開発や生産活動に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は220億1百万円（前期比12.7%増）の増収となりました。利益面では、利益率の高い装置が売上計上されたことや、原価低減活動の効果により、営業利益20億92百万円（前期比10.9%増）、経常利益22億18百万円（前期比20.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益17億49百万円（前期比3.3%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

##### (プロセス機器事業)

半導体装置部門につきましては、コロナ禍でリモートワーク向けなどのIT投資関連の需要が伸びたことによる設備投資が堅調であったため、売上高は46億3百万円（前期比13.8%増）となりました。

搬送装置部門につきましては、顧客である半導体装置メーカーからの受注が好調であり、売上高は55億26百万円（前期比3.9%増）となりました。

洗浄装置部門につきましては、ウェーハメーカーの設備投資が堅調であり、売上高は37億30百万円（前期比35.2%増）となりました。

コーター部門につきましては、コロナ禍で海外出張制限があるなか、海外メンバーを中心に装置の立ち上げ対応したことにより、売上高は36億66百万円（前期比43.9%増）となりました。

以上の結果、プロセス機器事業の売上高は175億28百万円（前期比19.4%増）、営業利益19億92百万円（前期比14.8%増）となりました。

(金型・樹脂成形事業)

金型・樹脂成形事業につきましては、中国経済の減速やスマートフォン関連の需要低迷の影響がありましたが、コスト削減効果があり、売上高は15億72百万円（前期比16.3%増）、営業利益87百万円（前期比119.9%増）となりました。

(表面処理用機器事業)

表面処理用機器事業につきましては、新型コロナウイルスの影響でプリント基板メーカーの設備投資が遅延し、製造拠点の中国工場の稼働率が前半に大幅に低下したことから、売上高は29億円（前期比16.9%減）、営業利益13百万円（前期比86.7%減）となりました。受注においては、車載用プリント基板の設備投資の遅延があったものの、現在は回復傾向にあります。

- ② 設備投資の状況  
特に記載すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
特に記載すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第47期 (2018年12月期)	第48期 (2019年12月期)	第49期 (2020年12月期)	第50期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高(千円)	19,036,780	18,223,054	19,516,653	22,001,810
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,479,737	726,246	1,693,296	1,749,690
1株当たり当期純利益(円)	123.75	54.11	126.75	132.20
総資産(千円)	23,951,177	25,785,360	26,771,299	29,390,115
純資産(千円)	9,781,927	10,337,465	11,574,457	13,574,628
1株当たり純資産額(円)	717.85	757.95	861.89	1,009.36

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

2. 1株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式数及び期中平均株式数は、従業員株式給付信託(J-ESOP)及び役員株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期末発行済株式数	270,100株
1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期中平均株式数	272,395株

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
プレテック株式会社	30,000千円	100.0%	精密金型、樹脂成形品の製造・販売
T A Z M O I N C .	100千米ドル	100.0%	プロセス機器の販売
上海龍雲精密機械有限公司	2,750千米ドル	100.0%	樹脂成形品の製造・販売
TAZMO VIETNAM CO.,LTD.	8,250千米ドル	89.2%	プロセス機器の設計・製造・販売
龍雲亞普恩科技股份 有限公司	10,000千台湾ドル	100.0%	プロセス機器の販売、アフターサービス
株式会社ファシリティ	203,860千円	100.0%	プリント基板めっき装置の開発・製造・販売

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、当社グループの属している半導体業界では、微細化への対応や多岐にわたる技術の採用に応える必要があります。そのためユーザーのニーズに対応した半導体製造装置や搬送装置などの当社製品を、タイムリーに供給できる体制が必要となり、これらに対して当社グループは、設計の見直しや生産管理の徹底により短納期を実現し、ベトナムなど海外子会社の生産体制を活用して一層のコストダウンを図ってまいります。

企業価値の向上を図るため、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営が不可欠と認識し、コーポレート・ガバナンス並びにその基盤となる内部統制システムの更なる強化に向けた取組みを推し進め、より透明性の高い経営に努めてまいります。

当社グループにおきましては、2021年2月12日に発表いたしました「タツモグループ中期経営計画（TAZMO Vision 2023）」に基づき事業を展開してまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、リモートワーク等のIT関連の設備投資が堅調に推移しましたこと等により、2021年12月期は売上高、利益ともに計画を上回ることができました。また、2022年12月期においても、5G（次世代移動通信システム）、大容量サーバーやAIなどに関連した半導体の需要拡大に伴い半導体メーカーの積極的な設備投資が継続されると予想していることから、2022年12月期以降の目標値に変更が生じる状況となっております。当社グループといたしましては2021年12月期の結果と現在の経営環境を踏まえ、現行の中期経営計画を見直し、新たに「タツモグループ中期経営計画(TAZMO Vision 2024)」を策定し、継続的な売上拡大、利益拡大に努めてまいります。

当社グループは財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を重要課題の一つとして位置付けております。内部留保資金は研究開発や財務体質の強化に充当しながら、業績、今後の事業計画、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本として、配当性向20%の実現を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業内容	主要製品
プロセス機器事業	半導体製造装置、液晶製造装置、搬送装置、洗浄装置
金型・樹脂成形事業	精密金型、樹脂成形品、エンボスキャリアテープ
表面処理用機器事業	プリント基板めっき装置

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

当 社	本 社	岡山県岡山市北区
当 社	工 場	岡山県井原市
東 京 営 業 所	営 業 所	東京都新宿区
プレテック株式会社	本 社 及 び 工 場	岡山県井原市
T A Z M O I N C .	本 社	アメリカ カリフォルニア州 フリーモント市
上海龍雲精密機械有限公司	本 社 及 び 工 場	中国 上海市
TAZMO VIETNAM CO.,LTD.	本 社 及 び 工 場	ベトナム ロンアン省 カンジュオック県
龍雲亞普恩科技股份有限公司	本 社	台湾 新竹縣 竹北市
株式会社ファシリティ	本 社	神奈川県相模原市

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前年度末比増減数
プロセス機器事業	650名 (81名)	50名増 (12名増)
金型・樹脂成形事業	159名 (18名)	4名減 ( - )
表面処理用機器事業	226名 (4名)	4名減 (7名減)
全社 (共通)	64名 (23名)	4名減 (8名増)
合計	1,099名 (126名)	38名増 (13名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時雇用者 (パートタイマー、派遣社員を含む) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度において使用人数が38名増加しております。これはTAZMO VIETNAM CO.,LTD. で30名増加したことが主な要因であります。
4. 当連結会計年度において臨時雇用者数 (パートタイマー、派遣社員を含む) が13名増加しております。これはタツモ株式会社で16名増加したことが主な要因であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
354名 (95名)	12名増 (16名増)	45.0歳	16.5年

- (注) 使用人数は就業員数 (当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者 (パートタイマー、派遣社員を含む) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社中国銀行	2,651,898千円
株式会社三菱UFJ銀行	823,411千円
株式会社みずほ銀行	764,020千円
株式会社商工組合中央金庫	584,910千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数           | 40,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 (自己株式を含む) | 13,508,300株 |
| ③ 株主数 (自己株式を含む)      | 4,543名      |
| ④ 大株主 (上位10名)        |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 大 江 屋	2,235,000株	16.54%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 ( 信 託 口 )	1,647,600株	12.19%
弘 塑 科 技 股 份 有 限 公 司	800,000株	5.92%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	642,300株	4.75%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	336,600株	2.49%
中 銀 リ ー ス 株 式 会 社	304,500株	2.25%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES L U X E M B O U R G / J A S D E C / F I M / LUXEMBOURG FUNDS/USITS ASSETS	300,000株	2.22%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 E 口 )	270,100株	1.99%
鳥 越 琢 史	256,400株	1.89%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	255,400株	1.89%

(注) 1. 持株比率は自己株式数 (1,749株) を控除して算出しております。

2. 自己株式には役員株式給付信託 (BBT) 及び従業員株式給付信託 (J-ESOP) の導入に際して設定した資産管理サービス信託銀行株式会社 (現 株式会社日本カストディ銀行) (信託E口) が保有する当社株式270,100株を含んでおりませんが、連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	1,100株	1名
社外取締役（監査等委員）	－株	－名

（注） 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告12頁「2. (3)② 取締役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(2) **新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田俊夫	TAZMO VIETNAM CO.,LTD. 会長 龍雲亞普恩科技股份有限公司 董事長 株式会社ファシリティ 代表取締役会長
取締役副社長	佐藤泰之	TAZMO INC. 取締役社長 株式会社ファシリティ 取締役
専務取締役	亀山重夫	管理本部長 プレテック株式会社 取締役 上海龍雲精密機械有限公司 董事長 株式会社ファシリティ 専務取締役
常務取締役	曾根康博	事業本部長
取締役	多賀義明	経理部長 プレテック株式会社 監査役 上海龍雲精密機械有限公司 監査役 TAZMO VIETNAM CO.,LTD. 監査役 株式会社ファシリティ 監査役
取締役	吉國久雄	総務部長
取締役 (監査等委員)	岡友和	岡公認会計士・税理士事務所 所長 イースト・サン監査法人 公認会計士
取締役 (監査等委員)	藤原準三	藤原準三税理士事務所 所長
取締役 (監査等委員)	石井克典	石井克典法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員)岡友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)岡友和氏及び藤原準三氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員)岡友和氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
  - ・取締役(監査等委員)藤原準三氏は、税理士の資格を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

4. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。  
(2021年3月25日付の異動)
- ・取締役事業支援部担当 河上賢二氏及び取締役経営企画室長 鳥越琢史氏は任期満了により退任いたしました。
  - ・佐藤泰之氏は、常務取締役事業本部長から取締役副社長に就任いたしました。
  - ・曾根康博氏は、取締役事業本部副本部長兼プロセス1事業統括から常務取締役事業本部長に就任いたしました。
5. 当社は、取締役（監査等委員）岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏を東京証券取引の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長 池田俊夫が、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた個人評価賞与の額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）
- 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責などに応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- 改訂時期は毎年4月を基本とするが、毎年改定を前提とするものではない。
- b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、毎年12月31日におけるすべての当社取締役（社外取締役を除く）に対し、直前期の利益の状況を示す指標を基礎とした客観的な算定方法により定まる利益連動賞与及び個人評価賞与を現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値及び算定方法の詳細は、次のとおりであり、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行

うものとする。算定の基礎となる利益指標は、連結の業績連動報酬等控除前の営業利益とする。また、算定時の連結営業利益は1億円未満を切り捨てた金額とし、各取締役への支給額は、10万円未満は切り捨てた金額とする。なお、利益連動賞与の総額の総支給額は60百万円、個人評価賞与の支給総額は10百万円を上限とする。

利益連動賞与の総額＝連結営業利益×2.0%（支給係数）

2021年度における業績連動報酬に係る指標の実績は次のとおりであります。

2,221百万円（業績連動報酬等控除前の連結営業利益）

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬（役員株式給付信託）とし、中長期的な業績向上による株式価値に連動したインセンティブの付与を行うため、毎年1月から12月までの期間における役務の対価として、当社取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対し、直前期の利益の状況を示す指標を基礎とした客観的な算定方法により定まる数の株式または金銭を毎年一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値、給付算定方法、給付の時期、条件の決定などは、「役員株式給付規程」に記載のとおりとし、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役個人別の報酬等の内容を決定することを基本方針とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた個人評価賞与の額の決定とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、各取締役の役割、貢献度、業績の評価などを考慮して、指名・報酬委員会により審議されたうえで、答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長が、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	195,457 (-)	113,954 (-)	51,998 (-)	29,504 (-)	8名 (0名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	207,457 (12,000)	125,954 (12,000)	51,998 (-)	29,504 (-)	11名 (3名)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2021年3月25日開催の第49回定時株主総会終結時をもって退任した取締役2名 (うち社外取締役0名) を含んでおります。
3. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第48回定時株主総会において、年額200,000千円以内 (うち社外取締役分10,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は6名であります。
4. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第48回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名であります。
5. 上記取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、業績に対する経営責任を明確にする観点から、固定的な報酬の他に業績連動の報酬として利益連動賞与43,800千円及び個人評価賞与6,800千円を含めております。
6. 当社は、2017年3月29日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の会社役員退任時に贈呈することを決議しております。2021年3月25日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は次のとおりであります。  
取締役 2名 1,398千円 (うち社外取締役 0名)
7. 上記取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、2017年3月29日開催の第45回定時株主総会及び2020年3月25日開催の第48回定時株主総会において決議いただいた役員株式給付信託制度による当事業年度における役員株式給付引当金繰入額 (29,504千円) を含めております。なお、役員株式給付信託制度につきましては、上記3. で記載の報酬とは別枠で決議いただいております。
8. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結の業績連動報酬等控除前の営業利益であり、2021年度における実績は2,221百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社業績及び株式価値の連動性をより明確にし、業績向上と企業価値を高めること及び株主との価値共有を進めることを目的に直前期の利益を示す指標を基礎として役員毎のポイント数と業績評価係数を乗じて算定しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）岡友和氏は、岡公認会計士・税理士事務所の所長及びイースト・サン監査法人の公認会計士であります。当社は岡公認会計士・税理士事務所及びイースト・サン監査法人とは特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）藤原準三氏は、藤原準三税理士事務所の所長であります。当社は藤原準三税理士事務所とは特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）石井克典氏は、石井克典法律事務所の所長であります。当社は石井克典法律事務所とは特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	岡 友 和	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。会計・内部統制について専門的な観点から助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	藤 原 準 三	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。税務・財務について専門的な観点から助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	石 井 克 典	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。法務について専門的な観点から助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人 トーマツ  
② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
- ③ 非監査業務の内容  
当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務に対し、対価を支払っております。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制基本方針」(2020年3月25日改訂)を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - ・企業行動憲章を制定し、全役職員が法令遵守及び社会倫理に遵守した行動をとるための行動規範とする。
  - ・コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、監査等委員会、内部監査室、会計監査人等と連携し全社横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握及び役職員の研修教育等を行う。
  - ・法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。その設置場所は内部監査室とし、情報を受けた場合、内部監査室長は、情報の内容をすみやかにコンプライアンス委員会に報告するものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役(監査等委員である取締役含む)は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・コンプライアンス、環境、災害、品質、情報、輸出管理等に係るリスクについては、各担当部署または各委員会において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
  - ・新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。
  - また、リスクの内容によりすみやかに情報開示を行うものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・職務権限・意思決定ルールを策定する。
  - ・取締役及び部長（取締役会が指名する者を含む）を構成員とする部門長会議を設置する。
  - ・取締役会による中期経営計画及び予算の策定を行い、ITを活用した業績管理を実施する。
  - ・取締役会及び部門長会議による月次業績のレビューと改善策を実施する。
5. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・グループ各社の担当部署を当社の経営企画室に設置し、当社及びグループ各社間での協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
  - ・当社の代表取締役社長及びグループ各社の社長は、業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - ・当社の監査等委員会及び内部監査室並びに会計監査人は、当社及びグループ各社の監査を実施し、業務の適正を確保するための改善策の指導、支援、助言等を行う。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
  - ・監査等委員会は、当社及び各グループ各社内から使用人を監査業務のため任命できるものとし、監査等委員会より監査業務の命令を受けた使用人は、取締役、所属長等の指揮命令を受

- けないものとし、人事異動などについては事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役及び子会社取締役は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等についてすみやかに報告するものとする。
  - ・内部監査室は、内部監査の状況及びコンプライアンス・ホットラインによる通報状況並びに内容をすみやかに監査等委員会に報告する。
  - ・使用人及び子会社使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を直接監査等委員会に報告することができるものとする。
  - ・報告者等が相談又は報告したことを理由として、報告者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行わないものとする。
  - ・報告者等が相談又は報告したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執るものとする。
- また、報告者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則等に従って処分を課するものとする。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会と代表取締役社長との定期的な意見交換会の設定をするとともに、監査等委員は主要な会議等に参加し、いつでも取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。
- また、監査等委員会はいつでも当社の顧問弁護士、公認会計士等から、監査業務に関する助言を得ることができるものとする。
- ・監査等委員が弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどの場合の所要の費用の支出について、必要でない認められる場合を除き速やかに承認するものとする。
9. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
- ・当社及びグループ会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、グループ会社各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。
10. 反社会的勢力の排除に向けた体制
- ・当社及びグループ会社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対してこれを排除し、これらの勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。
  - ・反社会的勢力に属すると思われる者から接触を受けた場合は、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門家の協力を要請し、組織的な対応を行うものとする。
  - ・反社会的勢力への対応所管部署は総務部があたり、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集とその管理を行う。
- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のため、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。
- 業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査等委員会への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査等委員及びすべての従業員が情報共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイドの中で統制し、リスクの低減を図っております。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>22,075,920</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,457,522</b>
現金及び預金	3,267,552	支払手形及び買掛金	1,873,986
受取手形及び売掛金	5,475,653	電子記録債権	2,488,484
電子記録債権	1,201,953	短期借入金	3,171,522
商品及び製品	73,744	一年以内償還予定の社債	300,000
仕掛品	9,260,408	リース債権	8,666
原材料及び貯蔵品	2,050,306	未払金	1,267,615
その他	746,302	未払法人税等	313,392
<b>固定資産</b>	<b>7,314,194</b>	前受金	3,371,322
<b>有形固定資産</b>	<b>5,870,923</b>	賞与引当金	241,296
建物及び構築物	3,527,656	製品保証引当金	298,254
機械装置及び運搬具	784,408	株式給付引当金	5,911
工具、器具及び備品	164,075	その他の他	117,070
土地	1,259,848	<b>固定負債</b>	<b>2,357,964</b>
リース資産	15,513	長期借入金	1,652,717
建設仮勘定	56,800	リース負債	19,016
その他	62,619	繰延税金負債	29,928
<b>無形固定資産</b>	<b>147,467</b>	株式給付引当金	214,321
ソフトウェア	139,220	役員退職慰労引当金	17,225
その他	8,246	役員株式給付引当金	91,310
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,295,803</b>	退職給付に係る負債	58,076
投資有価証券	401,975	資産除去債務	149,345
繰延税金資産	473,342	その他	126,022
その他	420,484	<b>負債合計</b>	<b>15,815,486</b>
<b>資産合計</b>	<b>29,390,115</b>	(純資産の部)	
		<b>株主資本</b>	<b>13,041,925</b>
		資本金	2,724,067
		資本剰余金	2,659,522
		利益剰余金	8,104,586
		自己株式	△446,249
		その他の包括利益累計額	318,512
		その他有価証券評価差額金	300
		為替換算調整勘定	318,211
		非支配株主持分	214,190
		<b>純資産合計</b>	<b>13,574,628</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>29,390,115</b>

## 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		<b>22,001,810</b>
売上原価		16,068,117
売上総利益		5,933,693
販売費及び一般管理費		3,841,460
<b>営業利益</b>		<b>2,092,232</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	15,335	
補助金収入	6,580	
為替差益	101,497	
その他の	42,187	165,601
<b>営業外費用</b>		
支払利息	31,125	
その他の	8,274	39,399
<b>経常利益</b>		<b>2,218,434</b>
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>2,218,434</b>
法人税、住民税及び事業税	357,524	
法人税等調整額	75,751	433,276
<b>当期純利益</b>		<b>1,785,158</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		35,467
親会社株主に帰属する当期純利益		1,749,690

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年1月1日 残高	2,724,067	2,645,988	6,571,001	△455,969	11,485,086
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△216,105		△216,105
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,749,690		1,749,690
自己株式の取得				△121	△121
自己株式の処分				9,841	9,841
連結子会社の増資による 持分の増減		13,533			13,533
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	13,533	1,533,585	9,719	1,556,838
2021年12月31日 残高	2,724,067	2,659,522	8,104,586	△446,249	13,041,925

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
2021年1月1日 残高	255	△81,979	△81,723	171,094	11,574,457
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			-		△216,105
親会社株主に帰属する 当期純利益			-		1,749,690
自己株式の取得			-		△121
自己株式の処分			-		9,841
連結子会社の増資による 持分の増減			-		13,533
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	44	400,191	400,235	43,096	443,332
連結会計年度中の変動額合計	44	400,191	400,235	43,096	2,000,171
2021年12月31日 残高	300	318,211	318,512	214,190	13,574,628

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 11社
- ② 主要な連結子会社の名称 プレテック株式会社  
株式会社ファシリティ  
TAZMO INC.  
上海龍雲精密機械有限公司  
TAZMO VIETNAM CO.,LTD.  
龍雲亞普恩科技股份有限公司

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ロ. たな卸資産

・商品及び製品・仕掛品

主として個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

・原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～45年

機械装置及び運搬具 5年～12年

###### ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を期間に基づき計上しております。

###### ロ. 製品保証引当金

製品の保証期間に基づく、メンテナンス及び交換に伴う支出に備えるため、保証期間内の無償サービス費用見積額を計上しております。

- ハ. 株式給付引当金 従業員向け株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ニ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、国内の連結子会社は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ホ. 役員株式給付引当金 取締役向け役員株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法  
国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。なお、当社は確定拠出年金制度を採用しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (4) 追加情報
- ① 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引  
当社及び国内子会社は、従業員の帰属意識を醸成することや株価及び業績向上への意欲を高めることを目的として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。
- イ. 取引の概要  
本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び国内子会社の従業員に対し、当社株式を給付する仕組みです。  
当社及び国内子会社は従業員に対して、個人の貢献度等に応じたポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対して給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。
- ロ. 信託に残存する自社の株式  
信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く) により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は337,731千円、株式数は211,400株であります。
- ② 業績連動型株式報酬制度  
当社は、取締役 (社外取締役及び非常勤取締役を除く) に対し、中長期にわたる業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、取締役に対する株式報酬制度「役員株式給付信託 (BBT)」を導入しております。
- イ. 取引の概要  
本制度は、あらかじめ当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の取締役に対し、当社株式を給付する仕組みであります。  
当社は取締役に対して、役員株式給付規程に従いポイントを付与し、原則として退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。取締役に対して給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

ロ. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は107,431千円、株式数は58,700株であります。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (1) たな卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	73,744千円
仕掛品	9,260,408千円
原材料及び貯蔵品	2,050,306千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

たな卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額をたな卸資産評価損として売上原価に計上しております。なお、正味売却価額の見積りは売価から見積追加製造原価等を控除して算定しております。また、営業循環過程から外れた長期滞留品については定期的に帳簿価額を切下げ、当該切下げ額をたな卸資産評価損として売上原価に計上しております。これらの見積りには不確実性を伴うため、見積追加製造原価等と実績との間に乖離が生じた場合は、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	473,342千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金についてスケジュールリングを行い、事業計画に基づく将来課税所得の見積りにより回収が見込まれると判断した金額に基づき繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などの影響を受けるため、実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大については、その収束時期等を正確に予測することが困難な状況ではありますが、その影響は限定的であり、翌連結会計年度以降も同程度の影響が継続するとの仮定のもと、会計上の見積りに重要な影響はないものとして会計処理しております。新型コロナウイルス感染症の急拡大や長期化するなど上記仮定に変化が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

7,763,986千円

(2) 連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末日残高に含まれております。

受取手形	337千円
支払手形	29,279千円
電子記録債権	9,088千円



- (3) 当社及び子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	3,561,028千円
借入実行残高	2,200,000千円
差引残高	1,361,028千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	13,508,300	—	—	13,508,300

- (2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	277,785	64	6,000	271,849

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、従業員株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式211,400株及び役員株式給付信託(BBT)が保有する当社株式58,700株が含まれております。  
 2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取64株による増加分であります。  
 3. 自己株式の数の減少は、従業員株式給付信託(J-ESOP)の給付4,900株及び役員株式給付信託(BBT)の給付1,100株による減少分であります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	216,105千円	16円	2020年12月31日	2021年3月26日

(注) 配当金の総額には、従業員株式給付信託(J-ESOP)及び役員株式給付信託(BBT)が保有する当社株式276,100株が含まれております。

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	216,104千円	16円	2021年12月31日	2022年3月28日

(注) 配当金の総額には、従業員株式給付信託(J-ESOP)及び役員株式給付信託(BBT)が保有する当社株式270,100株が含まれております。

## 6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、売上債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,267,552	3,267,552	－
(2) 受取手形及び売掛金	5,475,653	5,475,653	－
(3) 電子記録債権	1,201,953	1,201,953	－
(4) 投資有価証券	789	789	－
(5) 支払手形及び買掛金	(1,873,986)	(1,873,986)	－
(6) 電子記録債務	(2,488,484)	(2,488,484)	－
(7) 短期借入金	(2,200,000)	(2,200,000)	－
(8) 未払金	(1,267,615)	(1,267,615)	－
(9) 長期借入金（一年内返済予定含む）	(2,624,239)	(2,623,974)	△264
(10) 一年以内償還予定の社債	(300,000)	(300,344)	344

負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。

- (5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、並びに(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (9) 長期借入金（一年内返済予定含む）、(10) 一年以内償還予定の社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額401,186千円）は、市場価格が無く、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4) 投資有価証券には含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額

1,009円36銭

- (2) 1株当たり当期純利益

132円20銭

(注) 1株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式数及び期中平均株式数は、従業員株式給付信託（J-ESOP）及び役員株式給付信託（BBT）が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期末発行済株式数

270,100株

1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期中平均株式数

272,395株

## 8. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>17,189,456</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,670,236</b>
現金及び預金	1,444,979	支払手形	35,532
受取手形	48,358	電子記録債権	2,394,841
電子記録債権	1,146,658	買掛金	1,058,341
売掛金	3,881,155	短期借入金	2,200,000
仕掛品	7,829,285	一年内返済予定の長期借入金	932,396
原材料	1,165,354	一年以内償還予定の社債	300,000
その他	1,673,663	リース債務	6,671
<b>固定資産</b>	<b>7,496,296</b>	未払金	1,106,364
<b>有形固定資産</b>	<b>4,244,569</b>	未払法人税等	167,338
建物	2,551,303	前受金	3,146,934
構築物	41,787	賞与引当金	51,118
機械及び装置	295,673	製品保証引当金	234,552
車両運搬具	736	株式給付引当金	3,834
工具、器具及び備品	108,363	その他の	32,310
土地	1,195,450	<b>固定負債</b>	<b>2,019,563</b>
リース資産	14,520	長期借入金	1,645,995
建設仮勘定	36,734	リース債務	8,931
<b>無形固定資産</b>	<b>124,464</b>	株式給付引当金	170,613
ソフトウェア	119,947	役員株式給付引当金	91,310
その他	4,516	資産除去債務	5,463
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,127,263</b>	その他	97,249
投資有価証券	401,186	<b>負債合計</b>	<b>13,689,799</b>
関係会社株式	842,433	(純資産の部)	
関係会社出資金	799,026	株主資本	10,995,953
出資金	12,921	資本金	2,724,067
関係会社長期貸付金	840,106	資本剰余金	2,643,503
繰延税金資産	505,319	資本準備金	2,238,225
その他	33,807	その他資本剰余金	405,278
貸倒引当金	△307,537	<b>利益剰余金</b>	<b>6,074,632</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,685,753</b>	その他利益剰余金	6,074,632
		繰越利益剰余金	6,074,632
		<b>自己株式</b>	<b>△446,249</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>10,995,953</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>24,685,753</b>

# 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,053,298
売上原価	12,928,783
売上総利益	4,124,515
販売費及び一般管理費	2,599,266
営業利益	1,525,248
営業外収益	
受取利息	10,561
受取配当金	67,669
受取賃貸料	54,331
補助金収入	1,501
為替差益	78,784
その他	24,966
営業外費用	
支払利息	21,093
社債利息	1,060
貸倒引当金繰入	48,994
賃貸費用	17,301
その他	134
経常利益	1,674,479
税引前当期純利益	1,674,479
法人税、住民税及び事業税	201,499
法人税等調整額	92,274
当期純利益	1,380,705

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	
2021年1月1日 残高	2,724,067	2,238,225	405,278	2,643,503
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				-
当期純利益				-
自己株式の取得				-
自己株式の処分				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
2021年12月31日 残高	2,724,067	2,238,225	405,278	2,643,503

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	
	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
2021年1月1日 残高	4,910,033	4,910,033	△455,969	9,821,634	9,821,634
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△216,105	△216,105		△216,105	△216,105
当期純利益	1,380,705	1,380,705		1,380,705	1,380,705
自己株式の取得		-	△121	△121	△121
自己株式の処分		-	9,841	9,841	9,841
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-		-	-
事業年度中の変動額合計	1,164,599	1,164,599	9,719	1,174,319	1,174,319
2021年12月31日 残高	6,074,632	6,074,632	△446,249	10,995,953	10,995,953

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - ② その他有価証券  
・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
  - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法  
・ 仕掛品 個別法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
  - ・ 原材料 移動平均法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
- (2) 固定資産の減価償却方法
- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法  
ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～38年
機械装置	5年～12年
  - ② 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
  - ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を期間に基づき計上しております。
  - ③ 製品保証引当金 製品の保証期間に基づく、メンテナンス及び交換に伴う支出に備えるため、保証期間内の無償サービス費用見積額を計上しております。
  - ④ 株式給付引当金 従業員向け株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
  - ⑤ 役員株式給付引当金 取締役向け役員株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税及び地方消費税の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

(5) 追加情報

- ① 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引  
当社の従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- ② 業績連動型株式報酬制度  
取締役(社外取締役を除く)に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) たな卸資産の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額  
仕掛品 7,829,285千円  
原材料 1,165,354千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結計算書類「連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記(1) たな卸資産の評価」に記載した内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額  
繰延税金資産 505,319千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結計算書類「連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記(2)繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大については、その収束時期等を正確に予測することが困難な状況ではありますが、その影響は限定的であり、翌事業年度以降も同程度の影響が継続するとの仮定のもと、会計上の見積りに重要な影響はないものとして会計処理しております。新型コロナウイルス感染症の急拡大や長期化するなど上記仮定に変化が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,587,556千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
(区分表示したものを除く)
- ① 関係会社に対する短期金銭債権 1,094,410千円
- ② 関係会社に対する短期金銭債務 290,646千円
- (3) 期末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。
- 受取手形 337千円
- 電子記録債権 9,088千円
- (4) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。
- 当座貸越極度額の総額 3,300,000千円
- 借入実行残高 2,200,000千円
- 
- 差引残高 1,100,000千円
- (5) 保証債務  
子会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。  
株式会社ファシリティ 45,848千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- 売上高 405,480千円
- 仕入高 2,799,088千円
- 営業取引以外の取引による取引高 126,877千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	277,785	64	6,000	271,849

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式(普通株式)には、従業員株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式211,400株及び役員株式給付信託(BBT)が保有する当社株式58,700株が含まれております。
2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取64株による増加分であります。
3. 自己株式の数の減少は、従業員株式給付信託(J-ESOP)の給付4,900株及び役員株式給付信託(BBT)の給付1,100株による減少分であります。



## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
研究開発費	39,147千円
たな卸資産	126,201千円
固定資産	44,210千円
減損損失	84,698千円
投資有価証券	6,494千円
関係会社株式	92,282千円
貸倒引当金	93,798千円
賞与引当金	15,590千円
製品保証引当金	71,538千円
株式給付引当金	53,206千円
役員株式給付引当金	27,849千円
長期未払金	18,745千円
確定拠出年金制度移行による未払金	20,322千円
税務上の繰越欠損金	290,286千円
その他	24,503千円
繰延税金資産小計	1,008,877千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△494,723千円
評価性引当額小計	△494,723千円
繰延税金資産合計	514,154千円
繰延税金負債	
減価償却費	△2,128千円
信託報酬手数料	△6,336千円
その他	△370千円
繰延税金負債合計	△8,834千円
繰延税金資産の純額	505,319千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	プレテック 株式会社	所有 直接 100.0%	製品仕入先 役員の兼任	製品等の仕入 貸付収入 (注1)	1,445,486千円 45,174千円	買掛金 未収入金	157,280千円 49,400千円
	TAZMO VIETNAM CO.,LTD.	所有 直接 89.2%	製品仕入先 役員の兼任	材料の提供 貸付金の返済 利息の受取 (注2)	926,347千円 36,065千円 5,816千円	未収入金	413,740千円
						関係会社 短期貸付金 (流動資産 その他)	38,531千円
						関係会社 長期貸付金	237,516千円
	株式会社 ファシリティ	所有 直接 100.0%	製品販売先 役員の兼任	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取 (注2) 債務保証 (注3)	570,000千円 100,000千円 1,697千円 45,848千円	関係会社 短期貸付金 (流動資産 その他)	470,000千円
						関係会社 長期貸付金	100,000千円
	クォークテクノロジー 株式会社	所有 直接 60.2%	部品販売先	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取 (注2) 貸倒引当金繰入	80,000千円 24,320千円 1,909千円 48,994千円	関係会社 長期貸付金 (注4)	332,590千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格は市場実勢を勘案し、価格交渉を行い決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、合理的に貸付利息を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 株式会社ファシリティの銀行借入金につき、債務保証を行ったものであります。なお、債務保証料は受領しておりません。

(注4) クォークテクノロジー株式会社への長期貸付金に対し、貸倒引当金307,537千円を計上しております。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

830円73銭

(2) 1株当たり当期純利益

104円32銭

(注) 1株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式数及び期中平均株式数は、従業員株式給付信託(J-ESOP)及び役員株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期末発行済株式数

270,100株

1株当たり情報の算定上控除した当該株式の期中平均株式数

272,395株

## 10. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

タツモ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川合 弘泰

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上坂 岳大

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タツモ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タツモ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

(次頁に続く)

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

タツモ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川合 弘泰

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上坂 岳大

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タツモ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

(次頁に続く)

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

(次頁に続く)

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

タツモ株式会社 監査等委員会

監査等委員 岡 友 和 ㊟

監査等委員 藤 原 準 三 ㊟

監査等委員 石 井 克 典 ㊟

(注) 監査等委員 岡 友和、藤原準三及び石井克典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金16円 総額216,104,816円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月28日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴う株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、また、取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第14条 (条文省略)	第12条～第14条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第21条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第17条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第21条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)  第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第23条～第27条 (条文省略)</p> <p>(附則)  本定款は、<u>2020年3月25日</u>より改定施行する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)  第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第23条～第27条 (現行通り)</p> <p>(附則)  本定款は、<u>2022年3月25日</u>より改定施行する。</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>1 <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則(電子提供措置等に関する経過措置)は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 株式の数
1	い け だ と し お 池 田 俊 夫 (1956年1月3日)	1986年2月 当社入社 1999年3月 取締役営業部長 2000年9月 取締役液晶装置部長 2001年3月 常務取締役液晶装置部長 2003年1月 常務取締役電子機器事業本部長 兼液晶装置部長 2004年3月 常務取締役プロセス機器事業本部長 兼液晶装置部長 2005年6月 常務取締役事業本部長 2007年3月 代表取締役専務兼事業本部長 2011年1月 代表取締役社長兼事業本部長 2011年3月 代表取締役社長（現任）  (重要な兼職の状況) 龍雲亞普恩科技股份有限公司 董事長 TAZMO VIETNAM CO.,LTD. 会長 株式会社ファシリティ 代表取締役会長	117,000株
[選任理由] 池田俊夫氏を取締役候補者とした理由は、2011年1月より当社代表取締役社長を務め、強いリーダーシップと決断力をもって当社グループの経営を牽引しており、今後も当社グループの持続的成長と企業価値向上に寄与すると判断したためであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 株式の数
2	さ と う や す ゆ き 佐 藤 泰 之 (1965年12月13日)	1988年 4 月 当社入社 2013年 1 月 プロセス1 事業統括 2016年 3 月 取締役事業本部副本部長 兼プロセス1 事業統括 2019年 3 月 常務取締役事業本部長 2021年 3 月 取締役副社長 (現任) (重要な兼職の状況) TAZMO INC. 取締役社長 株式会社ファシリティ 取締役	12,100株
<p>[選任理由]</p> <p>佐藤泰之氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる半導体製造装置での豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。</p>			
3	か め や ま し げ お 亀 山 重 夫 (1955年 5 月19日)	2010年 5 月 当社入社 経理部長 2011年 3 月 取締役経理部長 2013年 3 月 取締役管理本部長 2015年 3 月 常務取締役管理本部長 2017年 3 月 専務取締役管理本部長 (現任) (重要な兼職の状況) プレテック株式会社 取締役 上海龍雲精密機械有限公司 董事長 株式会社ファシリティ 専務取締役	33,500株
<p>[選任理由]</p> <p>亀山重夫氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる当社グループの経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた事業企画等の推進及び事業戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 ( 生 年 月 日 ) 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 株式の数
4	そ ね や す ひろ 曾 根 康 博 (1968年8月13日)	2002年10月 当社入社 2013年1月 プロセス2事業統括 2017年3月 取締役プロセス2事業統括 2019年3月 取締役事業本部副本部長 兼プロセス1事業統括 2021年1月 取締役事業本部副本部長 2021年3月 常務取締役事業本部長(現任)	1,200株
[選任理由] 曾根康博氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる液晶製造装置での豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。			
5	た が よし あき 多 賀 義 明 (1959年2月4日)	1990年10月 当社入社 2013年3月 経理部長 2019年3月 取締役経理部長(現任) (重要な兼職の状況) プレテック株式会社 監査役 上海龍雲精密機械有限公司 監査役 TAZMO VIETNAM CO.,LTD. 監査役 株式会社ファシリティ 監査役	4,000株
[選任理由] 多賀義明氏を取締役候補者とした理由は、経理部での豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた事業企画等の推進及び事業戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。			
6	よし くに ひさ お 吉 國 久 雄 (1965年5月23日)	2020年5月 当社入社 総務部長 2021年3月 取締役総務部長(現任)	300株
[選任理由] 吉國久雄氏を取締役候補者とした理由は、金融機関での豊富な経験や知見を有し、当社に入社後は法務、人事、総務など管理機能の強化を推進してきており、これらの経験と実績を活かして、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2021年12月31日現在の状況を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 株式の数
1	おか とも かず 岡 友 和 (1976年11月27日)	2005年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人 トーマツ）入所 2008年 2 月 公認会計士登録 2015年 9 月 有限責任監査法人トーマツ 退所 2015年10月 税理士登録 岡公認会計士・税理士事務所開設 所長就任（現任） イースト・サン監査法人社員就任（現任） 2016年 3 月 当社社外監査役 2020年 3 月 当社社外取締役 [監査等委員]（現任） （重要な兼職の状況） 岡公認会計士・税理士事務所 所長 イースト・サン監査法人 公認会計士	一株
[選任理由及び期待される役割の概要] 岡友和氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識と経験に基づく豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に会計・内部統制について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	ふじ 原 じゅん ぞう 藤 原 準 三 (1947年4月21日)	1966年4月 広島国税局 採用 2007年8月 税理士登録 藤原準三税理士事務所開設 2017年3月 当社社外取締役 2020年3月 当社社外取締役 [監査等委員] (現任)  (重要な兼職の状況) 藤原準三税理士事務所 所長	一株
<p>[選任理由及び期待される役割の概要]</p> <p>藤原準三氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士としての専門知識と経験に基づく豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に税務・財務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			
3	いし い かつ のり 石 井 克 典 (1971年1月31日)	2000年10月 弁護士登録 太陽綜合法律事務所 入所 2006年5月 石井克典法律事務所 開設 所長就任 (現任) 2019年3月 当社社外取締役 2020年3月 当社社外取締役 [監査等委員] (現任)  (重要な兼職の状況) 石井克典法律事務所 所長	一株
<p>[選任理由及び期待される役割の概要]</p> <p>石井克典氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識と経験に基づく豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏は社外取締役候補者であります。



3. 岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏は現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。  
岡 友和氏 2年（なお、同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。）  
藤原準三氏 5年  
石井克典氏 3年
4. 当社は、岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏の再任が承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
6. 監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式数は、2021年12月31日現在の状況を記載しております。

以 上



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年3月25日(金曜日)  
午前10時



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年3月24日(木曜日)  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月24日(木曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX 票

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

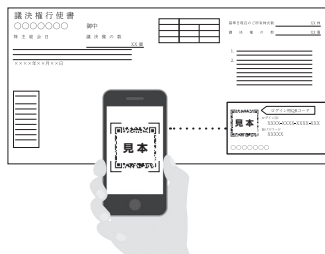
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

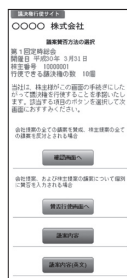
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

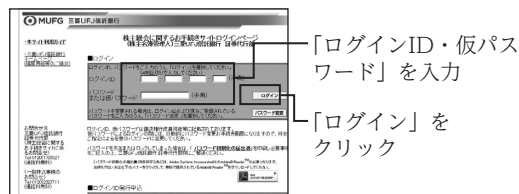
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

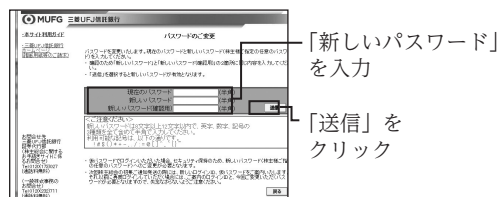
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

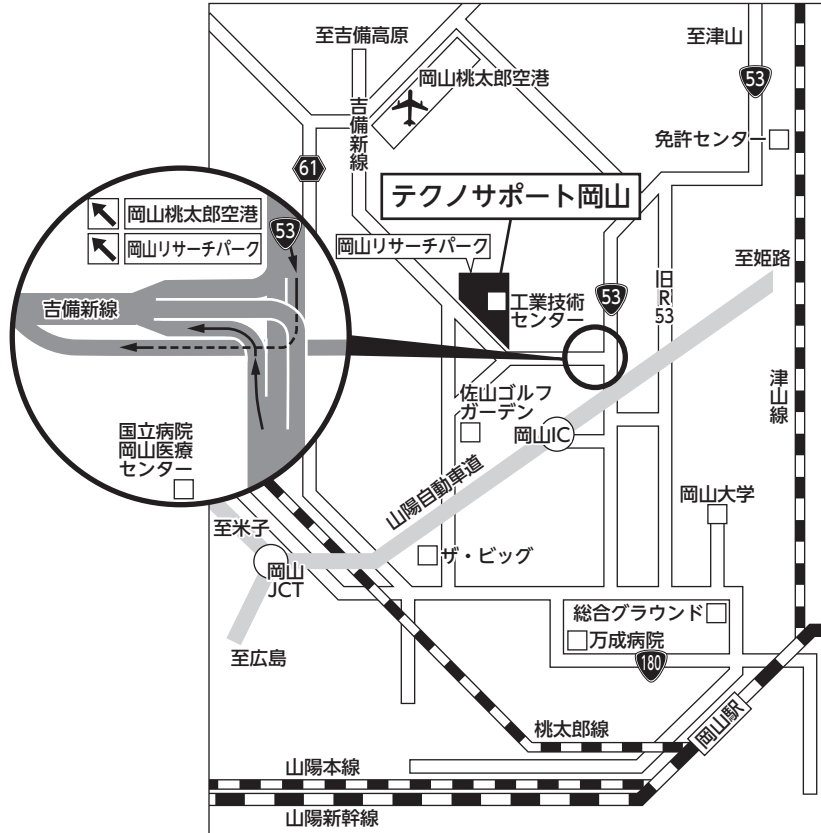
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会会場ご案内図

会場：岡山県岡山市北区芳賀5301番地

テクノサポート岡山 大会議室

電話 086-286-9664



## 交通 ・ 岡山駅より

国道53号線から吉備新線を経由して岡山桃太郎空港方面へ車で約25分

中鉄バス：芳賀佐山団地・リサーチパーク行きに乗車、約40分

(下車「工業技術センター」、徒歩約1分)

## ・ 岡山桃太郎空港より

吉備新線を岡山市街中心部へ車で約10分

## ・ 岡山ICより

山陽自動車道岡山ICより岡山桃太郎空港方面へ約7分